

第2回 定期 総会 議事録

1、日 時	令和4年2月4日(金)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、7番多村委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員3名(浦野、尾家、加藤、岩渕)
4、欠席委員	1番 橋本委員、 最適化推進委員19名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、武信、村本、岡崎、岩渕、北山、高橋、鷹崎、井上、北村、臺、江島、苅北、新谷)
5、事務局	福永局長、中春次長、桑島次長、井上
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	7番 多村委員、 10番 田上委員
福永局長	今回は、オミクロン株の蔓延ため本会議場と各支所の会場とのリモートにより、総会を行いたいと思います。それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。
議 長 (中原会長)	それでは、只今より令和4年第2回定期総会を開催致します。 議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、議事録署名委員を 7番 多村委員、 10番 田上委員に お願い致します。よろしく申し上げます。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。

事務局（井上）	議案朗読
議長	それでは、1番について、調査の報告を奥委員にお願いします。
5番（奥）	1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作をするということです。ご審議、よろしくをお願いします。
議長	ただいま、1番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 それでは、2番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	それでは、2番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定をするということです。ご審議、よろしくをお願いします。
議長	ただいま、2番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議長	異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。 それでは、3番から6番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議長	それでは、3番から6番について、調査の報告を加藤推進委員にお願いします。

加藤推進委員	<p>3番4番5番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作または利用権設定をするということです。</p> <p>6番について報告いたします。双方に確認した結果、合意解約で間違いありません。解約後は3条申請をするということです。ご審議、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただいま、3番から6番について、調査の報告が加藤推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番から6番について当委員会は承認と致します。</p>
議案審議 議第2号	<p>空き家バンク付随農地に関する件について</p>
議 長	<p>議第2号農空き家バンク付随農地に関する件について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井上）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>空き家バンク付随農地について、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、空き家バンク付随農地について、当委員会は承認と致します。</p>
議案審議 議第3号	<p>農用地利用集積計画（案）について</p>
議 長	<p>議第3号農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、審議に入る前に白木原委員、中原委員、尾家推進委員、苅北推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。</p>
議 長	<p>議長交代、2番坪根委員をお願いします。</p> <p>白木原委員、中原委員、尾家推進委員、苅北推進委員退席</p>

<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>それでは、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興課 (田中)</p>	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>ただいま、農用地利用集積計画（案）の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の利用権設定については承認といたします。 白木原委員、尾家推進委員、苅北推進委員は、入室ください。 白木原委員、尾家推進委員、苅北推進委員 着席</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>議第2号農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、審議に入る前に中原委員、石川委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 石川委員退席 それでは、農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興課 (田中)</p>	<p>(農政振興課 担当 説明)</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>ただいま、農用地利用集積計画（案）の所有権移転について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長代理 (坪根委員)</p>	<p>異議なしと認め、農用地利用集積計画（案）の所有権移転については承認といたします。 中原委員、石川委員は、入室してください。</p>

	<p>中原委員、石川委員 着席</p> <p>議長交代 中原会長 議長に復帰。</p>
<p>議案審議 議第4号 議 長</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井上） 議 長</p>	<p>議案朗読</p> <p>それでは、1番について、調査の報告を奥委員にお願いします。</p>
<p>5番（奥） 議 長</p>	<p>（1番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。</p> <p>ただいま、1番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
<p>全委員 議 長</p>	<p>（異議なし）</p> <p>異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（井上） 議 長</p>	<p>議案朗読</p> <p>それでは、2番について、調査の報告を多村委員にお願いします。</p>
<p>7番（多村） 議 長</p>	<p>（2番の申請地の場所について説明） 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。</p> <p>ただいま、2番について、調査の報告が多村委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番から6番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、3番から6番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
6番 (田畑)	(3番から6番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番から6番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番から6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番8番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、7番8番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。
浦野推進委員	(7番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろしくをお願いします。 (8番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、売買により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われます。ご審議、よろし

		<p>くお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま、7番8番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、7番8番について当委員会は許可と致します。それでは、9番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは、9番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。</p>
尾家推進委員		<p>(9番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま、9番について、調査の報告が尾家推進委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員		<p>(異議なし)</p>
議 長		<p>異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。それでは、10番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (井上)		<p>議案朗読</p>
議 長		<p>それでは、10番について、調査の報告を加藤推進委員にお願いします。</p>
加藤推進委員		<p>(10番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくお願いします。</p>
議 長		<p>ただいま、10番について、調査の報告を加藤推進委員よりありました</p>

	が、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、10番について当委員会は許可と致します。 それでは、11番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、11番について、調査の報告を田上委員をお願いします。
10番 (田上)	(11番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、11番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、11番について当委員会は許可と致します。 それでは12番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井上)	議案朗読
議 長	それでは、12番について、調査の報告を梶原委員をお願いします。
14番 (梶原)	(12番の申請地の場所について説明) 譲渡人と譲受人の間で、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題ないと思われま。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、12番について、調査の報告が梶原委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	異議なしと認め、1 2 番について当委員会は許可と致します。
議案審議	
議第 5 号	農地転用事業計画変更申請に関する件について
議 長	議第 5 号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1 番より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	1 番について現地調査の報告を高倉委員をお願いします。
3 番（高倉）	（1 番の申請地の場所について説明） 当初、令和元年 7 月に建売分譲住宅用地（6 棟）として転用許可を受けましたが、事業計画面積が当初の計画より追加となったため、事業計画面積の変更申請となっています。詳細につきましては、のちほど 5 条申請がありますので、その時に報告します。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1 番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1 番について当委員会は許可と致します。 それでは、2 番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	それでは、2 番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。
4 番（白木原）	（2 番の申請地の場所について説明） 当初、令和 3 年 9 月に病院用地として転用許可を受けていましたが、その後薬局を併設することとなり、目的を病院及び貸店舗用地に変更するため、事業計画変更となりました。事務局の説明の通り、始末書添付案件です。生活排水は、合併浄化槽を設置し、雨水と共に東側の水路に放流します。周囲に農地は残っておらず、境界もはっきりしているので問題ないものと思われまます。ご審議、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、2 番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、

	異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号 議長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	それでは、1番2番について、調査の報告を坪根委員をお願いします。
2番(坪根)	(1番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による駐車場用地の申請です。雨水排水は敷地内で集水し、北側道路側溝に放流します。境界杭もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま
	(2番の申請地の場所について説明) 転用目的は、所有権移転売買による太陽光発電施設用地の申請です。雨水排水は自然浸透及び敷地内に設置するU字溝を經由し南側排水路に放流します。境界杭もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま
議長	ただいま、1番2番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番4番について事務局より説明をお願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議長	それでは、3番4番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。

3番（高倉）	<p>（3番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による建築条件付宅地分譲用地（6区画）の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに敷地内に新設するU字溝を経由して東側水路へ放流します。境界杭もはっきりしており、周囲の同意は得ていますので問題ないものと思われま</p>
	<p>（4番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、所有権移転売買による建築条件付宅地分譲用地敷地拡張（6区画）の申請です。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに東側水路へ放流します。周囲に一部農地がありますが、境界もはっきりしている</p>
議 長	<p>ただいま、3番4番について、調査の報告が高倉委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、3番4番について当委員会</p>
事務局（中春）	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>それでは、5番について、調査の報告を石川委員に</p>
9番（石川）	<p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>転用目的は、所有権移転売買によるキャンプ場用地の申請です。雨水排水は隣接する市道側溝に放流します。境界杭も確認でき、周囲に農地は無いので問題ないものと思われま</p>
議 長	<p>ただいま、5番について、調査の報告が石川委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認め、5番について当委員会</p>
議案審議 議案第7号	<p>非農地証明願に関する件について</p>

議 長	議第7号の非農地証明願に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局（井上）	議案朗読
議 長	ただいま、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。
議案審議 議第8号	その他について
議 長	議第8号その他について事務局より説明をお願いします。
福永局長	（別紙議案のとおり）
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第2号 空き家バンク付随農地について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第3号、農地利用集積計画（案）について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第5号、農地転用事業計画変更申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。</p> <p>議第7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、第2回定期総会を閉会いたします。</p>